

路上生活者対策支援付地域生活移行事業実施要綱

平成 29 年 3 月 21 日 特別区福祉主管部長会 決定
平成 31 年 2 月 21 日 路上生活者対策事業運営協議会 改正
令和 6 年 1 月 17 日 特別区福祉主管部長会 決定

(目 的)

- 第 1 この要綱は、路上生活が長期化・高齢化した者に対して、巡回相談、居住支援及び見守り支援を行う支援付地域生活移行事業（以下、「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定 義)

- 第 2 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。
- (1) 路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者をいう。
 - (2) 福祉事務所：各特別区において、路上生活者対策事業実施大綱（以下、「大綱」という。）に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。
 - (3) 福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。
 - (4) 施設長：本事業の管理運営責任者をいう。
 - (5) 巡回相談：本事業において実施する巡回相談をいう。
 - (6) 支援付住宅：本事業における居住支援及び見守り支援を行うために、自立支援住宅の一部を転用した住宅をいう。
 - (7) 支援調整会議：福祉事務所が主宰し、福祉事務所担当者、施設長等により構成し、本事業の利用適否及び支援について協議する場をいう。
 - (8) 事業運営協議会：大綱第 7 に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。
 - (9) ブロック別協議会：事業の円滑な実施のため、路上生活者対策事業運営協議会運営要綱第 7 に基づき、特別区の各ブロックに設置する「ブロック別事業推進協議会」をいう。
 - (10) 委託法人：本事業の運営を委託された法人をいう。

(事業の実施)

- 第 3 本事業実施に当たり、特別区、東京都、特別区人事・厚生事務組合（以下、「特人厚」という。）委託法人は、連携して対象者を適切な施策につなげるよう努める。
- 2 本事業実施に当たり、施設管理者と連携していく。国管理河川については、東京都が主宰する協議会を通じて連携を強化していく。
 - 3 東京都は、支援付住宅について、委託法人等が円滑に事業運営をすることができるよう、特別区と協議し、適切に確保調整を行う。

(事業内容)

第4 本事業は、利用対象者に対して以下の支援を一貫して行う。

- (1) 支援付住宅の確保及び管理
- (2) 巡回相談及び利用者の選定
- (3) 居住支援及び見守り支援

(支援付住宅の確保及び管理)

第5 支援付住宅は、巡回相談及び路上生活者巡回相談事業等から利用できるものとし、ブロック内各区の割当戸数等については、ブロック別協議会において定める。

- 2 前項の利用枠に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）における住宅扶助基準に準じて、原則として利用者が路上で起居していた区内の支援付住宅を活用する。
- 3 支援付住宅の設備備品の管理は、原則として委託法人が行う。

(巡回相談及び利用者の選定)

第6 施設長は、巡回相談において効率的な巡回を実施するために、路上生活者巡回相談事業の巡回相談と連携しながら、福祉事務所等関係機関と協働して次に掲げる支援を行うものとする。なお、路上生活者巡回相談事業との具体的な連携内容については、ブロック別協議会において決定するものとする。また、巡回相談は、昼間に実施することを原則とし、必要に応じて福祉事務所との連携により早朝、夜間、休日等にも実施することもできるものとする。

- (1) 施設長は、路上生活者の生活実態及び健康状態等を把握するとともに、巡回相談同行医師及び保健師等の意見を参考に、本事業の利用が妥当と認められた者（以下、「対象者」という。）に対し、本事業内容の紹介、利用のあっせんを行う。
 - (2) 施設長は、本事業以外の施策による支援が妥当と判断した者について、路上生活からの脱却のために必要な相談、助言及び福祉事務所との連絡調整を行う。
 - (3) 施設長は、対象者から本事業の利用希望があった場合は、当該対象者（以下、「希望者」という。）の起居する地域を所管する福祉事務所長に報告する。
 - (4) 施設長は、希望者から別に定める個人情報の同意書を徴したうえで、健康診断を実施し、別に定める健康診断書を福祉事務所に提出する。
- 2 前項(3)の報告があった場合は、以下の事項を実施する。
- (1) 福祉事務所長は、希望者と面接、面談を行い、本事業の利用が妥当と判断される場合は、本要綱第10第1項に掲げる書面を徴した後に支援調整会議に諮り、利用の可否について決定する。
 - (2) 福祉事務所長は、面接、面談又は支援調整会議において、本事業以外の施策による支援が妥当と判断した者について、施設長等と連携のうえ、適切な施策につなぐように努めなければならない。

3 施設長は、1項(4)における健康診断を協力医療機関等により原則として次の項目を実施する。

- ・胸部エックス線検査
- ・心電図
- ・血液検査
- ・尿検査
- ・生化学的検査

4 施設長は、健康診断の結果、希望者が結核等の感染症に罹患していることが判明した場合又は再検査・治療を必要とする場合は、福祉事務所に報告し、福祉事務所は、報告を踏まえて適切な対応を行わなければならない。

(居住支援及び見守り支援)

第7 施設長は、福祉事務所による利用の承諾がされた者に対し、支援付住宅に入居させ、日常生活を営ませるとともに、生活保護制度移行を前提として、次の支援を行う。

(1) 日常生活状況の把握及び指導の実施

利用者の見守り、その他各種相談等を行うため、次の各号のとおり生活状況等の把握及び相談・指導を行う。

ア 相談及び指導

(ア) 職歴・生活歴の確認

職歴・生活歴を聴取し、地域生活移行に向けての目標を設定し、課題を整理する。

(イ) 住民登録・年金等の確認と手続支援

福祉事務所と施設長は必要に応じて利用者が各種手続を進めることができるよう支援しなければならない。

(ウ) 服薬支援

服薬が必要な場合は、必要に応じて服薬の確認をすることができる。

(エ) 通院治療支援

健康相談の結果等により通院治療が必要となったときは、福祉事務所と協議のうえ、定期的な通院治療について支援を行う。

(オ) 生活指導

社会生活のルールに沿った生活及び清掃、整理整頓、洗濯、身だしなみ等の清潔な生活が保たれるよう支援を行う。

イ 住宅相談その他地域生活移行に向けた支援

地域生活移行のために必要な住宅確保について、転居先情報の提供等の支援、賃貸保証・緊急連絡先確保等に関する助言及び引越し等に関する支援を行う。

ウ その他の専門相談及び支援

法律相談等の専門相談を必要とするときは、同ブロックを所管する路上生活者自立支援センター(以下、「自立支援センター」という。)において実施する各種相談を活用することができる。

(2) 支援付住宅設備及び生活用具等の提供

「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」第8の規定に基づき、日常生活を営むに必要な用具・設備を支援付住宅に備え、当座の生活に必要な消耗品類(食器・調理用品・入浴用品等)等を利用者に貸与する。

(3) 日用品等日常生活に係る物資等の提供

ア 食事、衣類、日用品及び共用日用品等は原則現物給付とする。ただし、金銭管理の一環として一部現金給付も可能とし、地域移行に向けた訓練を行う。

イ 所持品は原則として利用者が自ら管理するものとするが、現金その他有価証券類等の貴重品については、施設長の定める規定により、利用者の希望がある場合は施設長が管理できる。

2 支援付住宅への移送は、原則として福祉事務所長が行う。

3 利用者に生活保護を適用する場合は、福祉事務所長は、「路上生活者対策事業による自立支援センター利用者に対する保護の適用について」(平成25年都保護課長発出)7に基づき処理するものとする。

4 施設長は、東京都、特別区、特人厚と連携のうえ、支援付住宅所在区と協力して地域住民等からの苦情や要望等について速やかに対応するものとする。

5 福祉事務所長は、支援調整会議において退所後の支援内容を決定しなければならない。

6 福祉事務所長と施設長は、居住支援及び見守り支援期間中から区の担当部署に引継ぎを行う。

7 地域生活移行に向けた必要な手続は、福祉事務所長と施設長が連携を取りながら行う。

8 区の担当部署は、引継ぎを通して利用者との関係構築に努める。また、施設長は、福祉事務所長または区の担当部署から居住支援及び見守り支援の訪問同行を求められた場合は、利用者に了承を得た上で速やかに応じること。

9 引継期間は退所予定日の2ヶ月前からを目途とし、支援調整会議において決定する。

(路上生活者自立支援事業への移行)

第8 支援付住宅の利用者が、自立支援センターにおける就労支援を希望した場合は、本事業利用期間中に路上生活者緊急一時保護事業実施要綱第4に定めるアセスメントを行い、福祉事務所長の利用承諾により、路上生活者自立支援事業に移行することができるものとする。なお、路上生活者自立支援事業に移行する場合は、自立支援センターにおいて支援を受けるものとする。

(利用対象者)

第9 本事業の利用対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 巡回地域又は当該事業を実施するブロックに起居する路上生活者のうち、自ら路上生活から脱却する意思があり基本的日常生活動作(BADL)に問題は

ないが、高齢・路上生活の長期化・障害・傷病等の理由から居宅生活移行に支援が必要と思われる者

- (2) 支援付住宅に入居する以前に実施した巡回相談同行医師及び保健師等の意見及び健康診断の結果に基づき、施設長が本事業の利用が可能と判断した者
- (3) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく支援の対象者
- (4) 本事業について理解し、本事業支援以後は生活保護制度移行となることが原則であることを了知した者
- (5) 日本国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者、難民の地位に関する条約(昭和56年条約第21号)第1条又は難民の地位に関する議定書(昭和57年条約第1号)の規定による難民
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める感染症の罹患及び感染拡大のおそれが無い者
- (7) 過去に本事業を利用したことがある場合、直近の利用承諾解除の日から起算し原則として6ヶ月以上経過している者
ただし、実施要綱第10第4項(2)の規定により利用承諾が解除された者について、福祉事務所長が施設長と協議のうえ、退院後直ちに入居承諾をする場合はこの限りではない。
- (8) 過去に本事業を利用したことがある場合、地域に対する迷惑行為等における規則違反により退去したことが無い者

2 前項のほか、施設長と協議のうえ福祉事務所長が特に必要と認める者

(本事業の利用の手続き及び利用の終了)

第10 福祉事務所長は、希望者又は施設長から、支援調整会議及び本事業利用に必要な次に掲げる書面の提出を受けるものとする。

- (1) 支援付地域生活移行事業利用調査書(別紙1)及び支援付地域生活移行事業健康診断書(別紙2)
- (2) 支援付地域生活移行事業利用申込書(様式1)及び支援付地域生活移行事業誓約書(様式2)
- (3) 支援付地域生活移行事業個人情報同意書(様式3)及び支援付地域生活移行事業残留品処分同意書(様式4)
- (4) 施設長が作成し、希望者が同意した支援付地域生活移行事業支援計画書(様式5)

2 希望者が起居する地域を所管する福祉事務所長は、前項の書面の提出があった場合は、支援調整会議に諮り、次の各号により対応する。

- (1) 提出書面、巡回相談同行医師及び保健師等の意見を踏まえ、本事業利用の可否を決定する。

- (2) 本事業の利用承諾を決定した場合は、希望者に対して支援付地域生活移行事業利用承諾書（様式 6）により通知するものとする。また、施設長に対して別に定める支援付地域生活移行事業利用通知書（様式 7）を併せて送付しなければならない。
- (3) 区内に複数の福祉事務所がある区において、福祉事務所が管轄する地域内で支援付住宅を確保できない場合は、区内移管を行うことができる。
- 3 前項の規定に関らず、福祉事務所長は希望者を緊急に入居させる必要があると判断した場合は、支援計画に先立ち入居させることができる。
- 4 福祉事務所長は、本要綱第 11 に定める期間をもって本事業の利用承諾を解除する。また、次の各号のいずれかに該当する者については、支援付住宅退去通知書（様式 10）による施設長の報告に基づき、本事業の利用期間満了を待たずに利用承諾を解除することができる。
 - (1) 他に居所を確保し生活を始めるとき及び本要綱第 8 に定める路上生活者自立支援事業の利用が決定したとき。
 - (2) 長期間の入院等により治療が必要と認められ、地域生活の継続が見込めない場合。なお、長期間の入院等とは、概ね 1 か月を超えて入院が必要なきときとする。
 - (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める感染症と認められるとき。
 - (4) 地域、近隣住民に対して著しく迷惑行為に及んだとき。
 - (5) 本要綱第 13 に規定する利用者の遵守事項に著しく違反したとき。
 - (6) 一定期間、所在が不明となったとき。
 - (7) 本人から当該支援の利用承諾解除の申し出があったとき。
 - (8) 利用者の収入額または金融資産の合計額が、生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年二月四日厚生労働省令第十六号）第六条第一号に定める収入額または金融資産の合計額を一定程度継続して超えており、自らの収入または金融資産で生活できるとき。
- 5 福祉事務所長は、本事業利用者の利用承諾を解除するときは、本要綱第 7 第 5 項から第 9 項に定める内容を踏まえて、次の各号により対応する。
 - (1) 施設長は、支援付地域生活移行事業地域生活移行引継書（様式 8）を福祉事務所長へ送付する。
 - (2) 福祉事務所長は、引継ぎを行う場として支援調整会議等を開く。
 - (3) 福祉事務所長は利用者へ支援付地域生活移行事業利用承諾解除通知書（様式 9）を通知し、その写しを施設長に送付する。
 - (4) 福祉事務所長は、施設長と協力して当該利用者を支援付住宅から退居させる。
 - (5) 施設長は本事業の利用終了時に支援付地域生活移行事業支援付住宅退去通知書（様式 10）を福祉事務所へ送付する。

（利用期間）

第 11 本事業の利用期間は原則 3 か月を期限とし、必要がある場合は、福祉事務所

長が利用を承諾した日から起算して6か月まで延長できるものとする。

- 2 本要綱第9における利用者の自立支援事業移行がされた場合は、本事業の利用承諾の日から起算して6か月とする。なお、移行後については路上生活者自立支援事業実施要綱に基づき支援する。
- 3 利用期間の取り扱いについて、利用期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び職員の勤務時間条例に規定する年末年始の休日にあたる場合は、事由に該当する日の翌日を利用期間の末日とする。

（利用者の負担）

第12 この要綱に基づき委託法人が実施する事業については、原則、利用者負担を求めない。

（利用者の遵守事項）

第13 利用者は、支援付住宅利用に際し次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 近隣住民に対し迷惑になるような行為を行わないこと。
- (2) 支援付住宅内外を清潔に保つこと。
- (3) 無断で外泊及び支援付住宅に部外者を立ち入りさせないこと。
- (4) 支援付住宅の設備や貸与する生活用具等について毀損、持ち出しをしないこと。
- (5) 危険物を持ち込まないこと。
- (6) 本事業利用期間中に収入が発生した場合は、施設長に報告すること。
- (7) 福祉事務所長及び施設長の指導にしたがい、地域生活に向けて努力すること。
- (8) 本事業の利用に当たり、別に定めた支援計画に記載した守るべき項目を遵守すること。
- (9) その他、施設長が定めた事項を遵守すること。

（施設長の責務）

第14 施設長は、次に掲げる各号についての責務を負う。

- (1) 福祉事務所長に対し、定期的に利用者の状況及び支援経過を報告しなければならない。
- (2) 本事業の実施状況等を適宜、特人厚に報告しなければならない。
- (3) 利用の承諾がされた者につき、正当な理由なくその利用を拒んではならない。
- (4) 特別区、東京都、特人厚及び事業運営協議会の求めに応じ、各種報告資料等の作成を行う。
- (5) 本事業実施に係る拠点事務所を設置する場合は、自立支援センターと情報共有を図らなければならない。
- (6) 事業状況、実績及びその他必要な情報を事業運営協議会に報告しなければならない。
- (7) 巡回相談における対象者及び本事業利用者にかかる相談記録簿、利用者

- 台帳、支援計画及び訪問支援計画について、適切に管理しなければならない。
- (8) 事業の実施に当たり、緊急に医療などが必要となった場合は、速やかに福祉事務所等関係機関に通報しなければならない。

(職員)

- 第 15 本事業の職員は、施設長のほか、主任相談員、巡回相談員及び見守り支援員を配置する。
- 2 前項のほか、非常勤の巡回相談同行医師及び保健師等を配置する。なお、保健師等は路上生活者巡回相談事業の看護師と兼ねることができる。

(本事業の効果検証)

- 第 16 事業運営協議会は、本事業の事業手法、効果及び施設管理者との連携のあり方について効果検証を行う。
- 2 東京都及び特別区は、本事業による支援終了後も利用者の状況把握を行い、本事業による支援の効果測定を行う。

(支援付地域生活移行事業業務計画の策定)

- 第 17 施設長は、事業運営協議会の定める基本方針等に基づき、あらかじめ支援付地域生活移行事業業務計画を策定するとともに、その実施に必要な体制を確保しておかなければならない。
- 2 施設長は、前項に定める支援付地域生活移行事業業務計画の策定に当たっては、ブロック別協議会において福祉事務所長と協議しなければならない。なお、業務計画の内容は次の各号のとおり。
- (1) 巡回相談の実施体制、路上生活者巡回相談事業との連携方法等
 - (2) 生活状況等の把握に関する実施方法と頻度
 - (3) 訪問相談の利用見込数、実施体制
 - (4) 各区の支援付住宅割当戸数
- 3 施設長は、業務計画の策定に当たり、福祉事務所その他関係機関と連絡調整を行い、事業が円滑に遂行されるよう務めなければならない。
- 4 施設長は、業務計画を策定したとき及びその内容を変更したときは、速やかに福祉事務所及び事業運営協議会に報告しなければならない。
- 5 各施設長は、相互に協力して特別区内の本事業が円滑に実施できるよう、連携を図らなければならない。

(その他)

- 第 18 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、事業運営協議会で決定する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 21 日路上生活者対策事業運営協議会決定）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 17 日特別区福祉主管部長会決定）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式は、当分の間使用することができる。